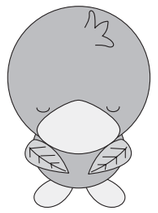
「クリーン美里」は町内事業者の皆さまにご協力いただいています

「クリーン美里」町内一斉清掃にご協力をいただきありがとうございました。

町内の協力事業者（敬称略、順不同）

- キヤノン電子株式会社
- サン電子株式会社　埼玉事業所
- ＹＫＫ ＡＰ株式会社　埼玉工場
- フクレックス株式会社
- ヘンミ計算尺株式会社　美里工場
- 社会福祉法人美里会
- 岡村建興株式会社
- 株式会社日本製衡所
- 武州製薬株式会社　美里工場
- 株式会社サンエー印刷　埼玉工場
- 株式会社不二ダイカスト製作所
- 東洋加工株式会社　美里工場
- 有限会社美里製作所



問合せ＝総務課　生活環境係　☎76-1115

「ごみ分別アプリ」を無料配信中です！

■アプリの主な機能紹介

〇ごみ分別辞典……ごみの分別方法・出し方・注意点などを確認できます。
〇ごみの出し方……ごみの種類ごとに出し方を確認できます。
〇カレンダー……収集日を週ごと・月ごとに確認できます。
〇アラート設定……収集日を前日や当日の指定した時間にお知らせします。
〇よくある質問……Q＆A形式で、よくお問い合わせいただく質問を確認できます。
〇お知らせ……町からのお知らせを確認できます。

▼インストールはこちら
Android用
iPhone用

フードパントリー　～食品＆生活用品を配付します～

フードパントリーは、家庭や企業から食品や生活用品を提供していただき、希望者に無償でお渡しする活動です。家にある余剰食品などを“もったいない”から“ありがとう”に変身させませんか。野菜・果物の寄付も受付けます。あわせて、子ども服（新品）のリサイクル活動も実施します。

＜食品などの配付日（食品などを希望しているかた）＞

12月11日㈮　午前９時～午後６時
12月12日㈯　午前９時～正午

〇対象者
・町内在住の、ひとり親世帯、家計急変や物価高騰などの理由で生活支援を受けたいかた。

〇申込み
・配付を希望するかたは12月４日㈮までに、電話または社協LINE QRコードから申込みください。
※LINE申込み方法…友だち追加後、トーク画面から①「フードパントリー申込み」と入力し②氏名、③住所、④電話番号、⑤受取日時を入力して申込みください。

社会福祉協議会 LINE QRコード

＜食品・生活用品の募集期間（食品などを提供していただけるかた）＞

11月９日㈪～12月４日㈮の午前９時～午後５時までに、社協（遺跡の森館内）までお届けください。（土日・祝日を除く）
・精白米、パックご飯、インスタント・レトルト食品、乾物、缶詰、お菓子、飲料（アルコール類を除く）
・洗剤・ティッシュなど未使用の日用品（景品・家庭の不用品は除く）
※野菜・果物は、配付前日の12月10日㈭にお届けください。
※食品類は常温保存可能で、賞味期限・消費期限が３か月以上ある未開封のもの。



問合せ＝社会福祉協議会（遺跡の森館内）　☎76-3601

関配水場の供用開始（水道水切り替え完了）のお知らせ

新設の「関配水場」につきまして、当初は10月中旬に第２浄水場エリアから順次切り替えを予定しておりましたが、10月５日㈪に発生した断水の緊急対応に伴い、予定を繰り上げて関配水場からの給水へ全量切り替えを完了いたしました。

対象エリア
根木、関、阿那志、小茂田、下児玉、北十条の一部
※県営水道100％の水道水に切り替わりました。なお、配水エリアに変更はありません。

10月５日㈪断水についてのお詫び

10月５日㈪、保安管理委託業者による第２浄水場の電気工作物点検作業中、委託業者の事故により、施設が停電したことに伴い配水ポンプが停止等したため、一時断水が発生いたしました。

住民のみなさまには多大なご迷惑とご不便をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。今後、再発防止に向けた安全管理の徹底に努めてまいります。

問合せ＝上下水道課　施設係　☎76-1118

浄化槽を正しく大切に使いましょう

浄化槽をお使いのかたには、「保守点検」「清掃」「法定検査」の３つの維持管理が法令により義務付けられています。

浄化槽の機能を維持し、地域の生活環境や河川などをきれいに保つために、浄化槽の適切な維持管理と正しい利用をお願いします。

●法令で定められた３つの維持管理

①	保守点検	年３～４回、機器の点検・調整や消毒剤の補充を行うことです。 浄化槽管理士のいる埼玉県知事の登録を受けた専門の登録業者へ必ず依頼してください。	（依頼先） 埼玉県知事の登録を受けた各業者。 埼玉県ホームページをご確認ください。
②	清掃	年１回、浄化槽の内部にたまった汚泥などの固形物を引き抜くことです。 たまった汚泥を放置すると、悪臭や水質悪化の原因になります。	（依頼先） 児玉清掃㈱ ☎72-1038
③	法定検査	放流水の水質などを調べ、浄化槽が正常に機能しているかを確認するための検査です。「保守点検」や「清掃」とは別に、法律で年１回の受検が義務づけられています。大切な水環境を守るため、必ず受検しましょう。	（依頼先） （一社）埼玉県浄化槽協会 ☎048-501-5707

●日頃の注意点（正しい使い方）

・トイレ：トイレットペーパー以外のもの（ティッシュやたばこの吸い殻など）は絶対に流さない。
・台　所：使用済みの油や生ゴミは流さず、ゴミ箱へ。
・お風呂：カビ取り剤や強い洗剤は大量に流さない。
・浄化槽の設備：空気を送る「ブロワ（送風機）」のコンセントは絶対に抜かない。
・浄化槽の周囲：点検や清掃の妨げにならないよう、浄化槽のマンホールの上に物などを置かない。

問合せ＝上下水道課　業務係　☎76-1118